

神戸大学附属特別支援学校長公募要項

神戸大学では各附属学校園において、総合大学の附属学校園として、大学の知見を活かした初等・中等教育における先導的・実験的な教育課題への取り組みを通じて、地域や国の教育に貢献しています。この取り組みをさらに発展させるため、附属特別支援学校長として、国立大学附属学校の使命及び神戸大学の理念・ビジョンを深く理解し、多様な教職員とともに諸課題を解決することのできる人材を広く公募します。

1 求める人物像

大学附属学校や公私立学校等での管理職の経験を有し、次の（１）～（３）を兼ね備えている方を募集します。

- （１）国立大学附属学校の使命である、実験的、先導的な教育課題への取り組みを推進できる方
- （２）総合大学・研究大学である神戸大学の理念・ビジョンを深く理解し、学内各学部・研究科及び他の附属学校園と連携することにより、神戸大学の附属学校園ならではの教育・研究を推進できる方
- （３）学校園における諸課題を正確に把握し、問題解決に向けての教職員の意欲を引き出し、その力を結集していくリーダーシップを発揮できる方

2 募集人数

1名

3 校長選考

（１）応募資格

次の各号に掲げる項目のすべてに該当する者

- ① 学校教育法第9条に該当しない者
- ② 国公立学校や、研究・教育機関等において、校長、副校長、教頭等管理職の経験を有する者
- ③ 特別支援学校教諭普通免許状〔知的〕（養護学校教諭普通免許状を有する場合を含む。）及び小学校、中学校、高等学校教諭普通免許状のいずれかを有する者
- ④ 国公立の特別支援学校（知的障害）で常勤職として15年以上の教職経験を有する者

（２）選考方法

- ① 第一次選考：書類選考

結果は、令和5年9月末日までに本人宛に郵送にて通知します。

- ② 第二次選考以降：面接を予定（応募状況により，回数・方法を決定します。詳細については，書類選考合格者において連絡いたします。最終選考は，神戸大学長による面接を予定しております。）。

4 採用形態等

- (1) 昭和39年4月2日以降に生まれた者（採用日時点で60歳未満の者）

採用期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

（上記期間に係る業績審査に合格した場合は再任可（再任の回数制限無し。）ただし，定年制（定年年齢：60歳）が適用され，定年退職日までの雇用となります。また，業績審査に合格しなかった場合においても，教諭として定年退職日まで勤務することはできます。）

- (2) 昭和34年4月2日から昭和39年4月1日以前に生まれた者（採用日時点で60歳以上65歳未満の者）

採用期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

（ただし，令和9年3月31日までに，満65歳に達する日以後における最初の3月31日が到来した場合はその日まで。上記期間に係る業績審査に合格した場合は，満65歳に達する日以後における最初の3月31日を限度として再任可。）

※60歳以上の場合は，「国立大学法人神戸大学特命職員就業規則」に則った雇用を予定しております。

5 提出書類

- (1) 履歴書 ※所定の様式で作成

※学校教員等の経歴については，職名（校長，教頭等）を明記すること。

- (2) 所有している教員免許状の写し

- (3) ご自身のこれまでの経験において，最もマネジメント能力を発揮した実例（A4判，横書き，25字×32行，1,600字以内）。※所定の様式で作成。

- (4) 返信用封筒1通（長形3号封筒に672円分の切手を貼り，返送先の住所，氏名を記入してください。）

※（1）（3）については下記神戸大学附属学校部ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.schools.kobe-u.ac.jp/job.html>

※提出された書類は，返却しません。提出書類に記入された情報は，国立大学法人神戸大学個人情報管理規則に基づき適正に管理します。

6 提出期限

令和5年8月31日（木）17時必着

7 提出先・方法

〒658-0063 兵庫県神戸市東灘区住吉山手 5-11-1

国立大学法人神戸大学附属学校部長 岡部 恭幸 宛

「附属特別支援学校長応募書類」と朱書きの上，簡易書留で送付してください。

8 問い合わせ先

神戸大学附属学校部総務係

E-mail : sch-soumu@office.kobe-u.ac.jp

9 その他

現行の国立大学法人神戸大学職員給与規程，就業規則等の詳細は，下記URLを参照ください。その他ご不明な点は，お問い合わせください。

<https://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/>

[参考]

学校教育法 第9条（校長・教員の欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は，校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い，当該失効の日から3年を経過しない者

三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け，3年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者